

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 23 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 6 日から 令和 8 年 2 月 13 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 10 日 午後 1 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 18 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 18 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3,674,000 2,939,200	一括	734,800	86,455	0
1	657,000				
2	3,017,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中
 地 番 4 5 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 4 7 . 9 5 平方メートル

- 2 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中 4 5 番地 3
 家屋 番号 4 5 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 5 5 . 3 4 平方メートル
 2 階 8 4 . 5 5 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 作業場
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 6 . 1 0 平方メートル
 2 階 6 3 . 8 3 平方メートル

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7年12月18日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 高 広 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

1 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中
 地 番 4 5 番 3
 地 目 宅地
 地 積 5 4 7 . 9 5 平方メートル

所有者 A

2 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中 4 5 番地 3
 家屋 番号 4 5 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 5 5 . 3 4 平方メートル
 2 階 8 4 . 5 5 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 作業場
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 6 6 . 1 0 平方メートル
 2 階 6 3 . 8 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 0 分の 1 9
 共有者 B 持分 4 0 分の 1
 共有者 C 持分 4 0 分の 1

令和 7年(ケ)第 33号
令和 7年10月17日受理
令和 7年12月 1日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中
 地 番 45 番 3
 地 目 宅地
 地 積 547.95 平方メートル

所有者 A

2 所 在 仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中 45 番地 3
 家屋番号 45 番 3
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 155.34 平方メートル
 2 階 84.55 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 作業場
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 66.10 平方メートル
 2 階 63.83 平方メートル

共有者 A 持分 20 分の 19
 共有者 B 持分 40 分の 1
 共有者 C 持分 40 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 共有者 A	1 この家には私が一人で住んでいます。 2 建物の共有者になっているBとCは私の子供で県外に住んでいます。 3 建物をオール電化住宅として新築し、各部屋には蓄熱式暖房機が整備されていますが、電気代が嵩むため利用していません。また、給湯は電気温水器を利用しています。 4 自宅東側の201番の土地上に未登記の作業場があり、その屋根に太陽光発電装置を設置して利用しています。土地・建物とも私が所有するものです。 5 附属建物（符号1）は、自宅を新築してから5年後くらいに建てたものです。平成17年ころだと思います。

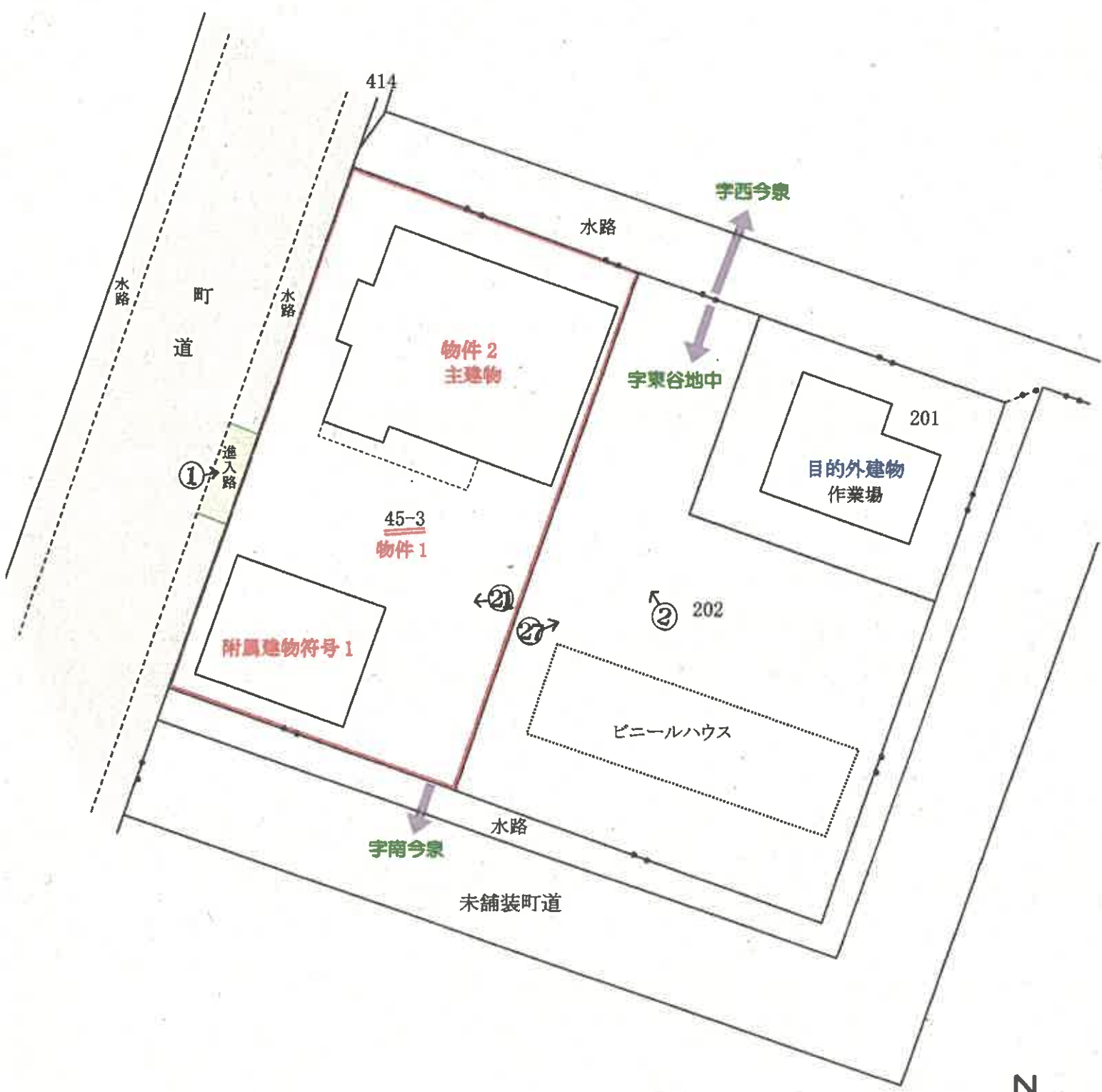
(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 物件1の西側のA氏が所有する土地（201番）上に未登記の建物が存在している。同建物は、A氏の陳述及び美郷町発行の名寄帳兼課税台帳によるとA氏が所有する建物である。同建物の屋根に太陽光発電装置が整備され、物件2の建物へ電力を供給している（写真㉗）。 3 符号1の附属建物は、登記簿上の新築年月日が不詳となっており、名寄帳兼課税台帳でも新築年次が不明である。A氏は、符号1の附属建物を平成17年ころ新築したと述べた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

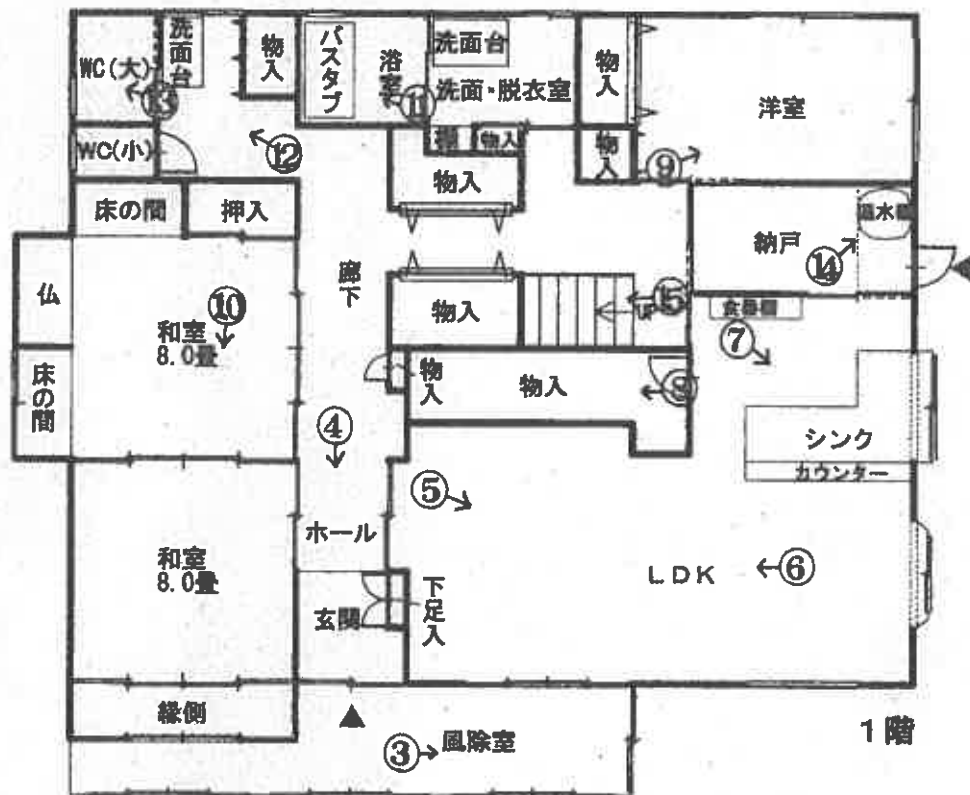
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月24日 (金)	当庁 (郵送)	美郷町あて固定資産税名寄帳を公用で申請 (10月30日回答)
7年11月 5日 (水) 11:00 - 11:10	秋田地方法務局大曲 支局	・近隣土地の登記事項要約書及び公図を公用で取得 ・物件1、201番及び202番の土地上の登記済建 物を調査 (物件2のみ存在)
7年11月11日 (火) 15:40 - 15:50	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
7年11月19日 (水) 14:15 - 15:45	物件所在地	立入調査、共有者Aから聴取、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

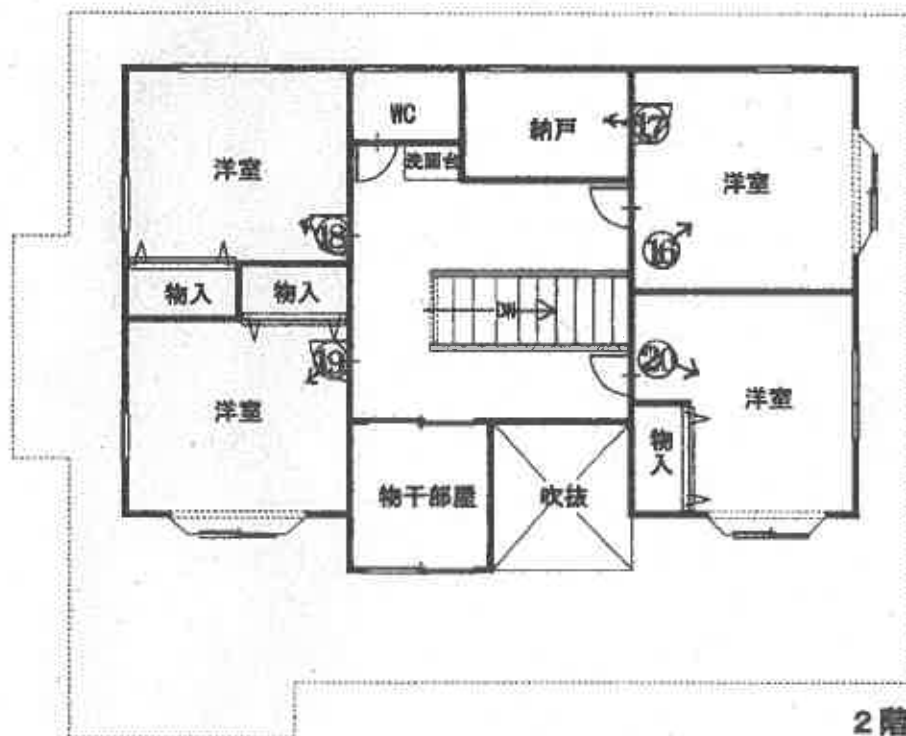


○→写真撮影位置・方向



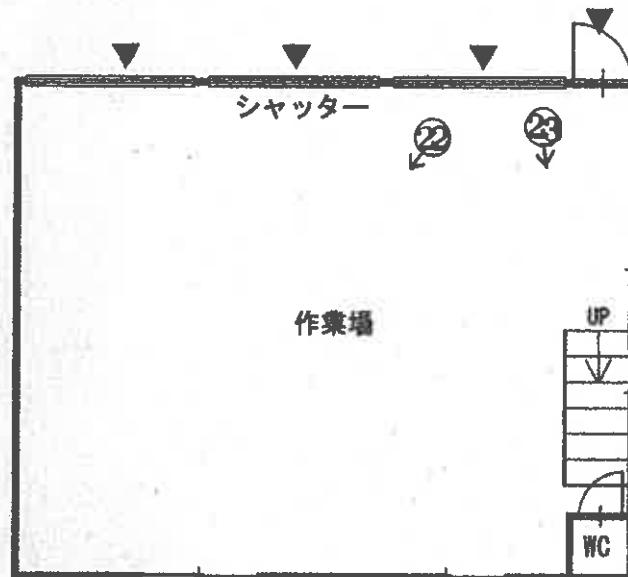


1階 登記記載床面積とほぼ一致



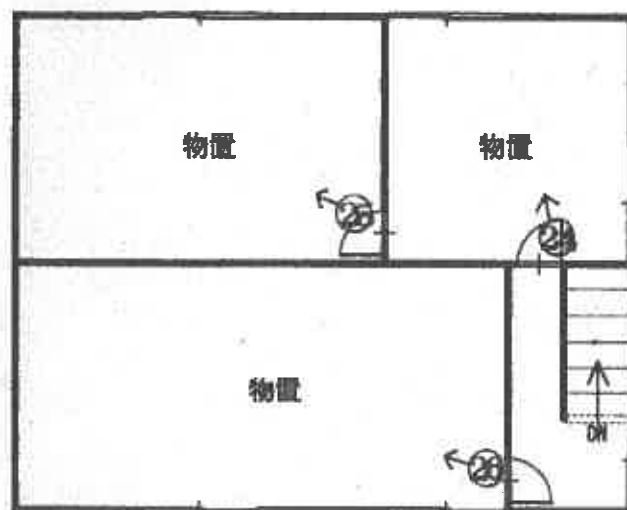
2階 登記記載床面積とほぼ一致





1階 登記記載床面積とほぼ一致

1階



2階 登記記載床面積とほぼ一致

2階

○→写真撮影位置・方向



建物間取図

①



物件2

物件1

②



物件1

隣接地(202番)

③



(8 枚目)

④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



13



14



15



⑬



⑭



⑮



19



20



附属建物符号1

21



物件1

22



23



24



25



26



目的外建物(未登記)

太陽光発電装置

27



隣接地(202番)

地番201番

令和7年(ケ)第 33 号
令和7年11月19日 現地調査
令和7年12月 3日 評 価



秋田地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

千田 幸紀

第1 評価額

一括価格		
金 3,674,000 円		
内訳価格		
土地	物件1	金 657,000 円
建物	物件2	金 3,017,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記上と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	仙北郡美郷町金沢西根字東谷地中 4 5 番 3 宅地 5 4 7 . 9 5 m ²	
2	主建物	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 1階 1 5 5 . 3 4 m ² 2階 8 4 . 5 5 m ²	
	附属建物	符 号 種類 構造 床面積 1階 6 6 . 1 0 m ² 2階 6 3 . 8 3 m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	最寄駅： JR奥羽本線「飯詰」駅から南西方約3.2km（以下道路距離） 最寄公共施設： 「仙南小学校」の西方約3.6km 「美郷中学校」の南西方約7.5km 「美郷町役場」の南西方約13km 最寄商業施設： 「イオンスーパーセンター美郷店」の南西方約6km	
付 近 の 状 況	受命物件は、農地の中に農家住宅が点在する集落地域内に位置している。地勢は概ね平坦地であり、住宅地域の周辺には農地が広がっている。公共施設や商業施設には遠隔で、車での利用が必須であり、総じた利便性はやや劣る。美郷町全体で過疎化の進行が著しく、住宅需要は減少の一途である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 特になし － － 特になし 特になし
画地条件	・間口 約32m ・奥行 約17m ・形状 長方形 ・地勢 宅内は概ね平坦地。 ・地積 公簿547.95㎡。公図との照合から現況も一致。 ・接道 角地	
接面道路の状況	・西側道路：有効幅員約5m舗装町道。宅盤は道路と概ね等高であるが、町道との間に水路が介在し、幅約5mの橋架で乗り入れしている。 ・南側道路：有効幅員約5m未舗装町道。町道との間に水路が介在し、宅盤は水路より約0.8m高い。	
土地の利用状況等	・物件2（居宅及び作業場）の敷地として利用している。 ・隣地の状況 東側：畑及び作業場 南側：町道及び水路を介して農地 西側：町道及び水路を介して農地 北側：水路を介して農地	
供給処理施設（宅地内引込）	上水道 あり（建物への接続：あり） ガス配管 なし（接面道路公設管：なし） 下水道 なし（接面道路公設管：なし。合併浄化槽）	
特 記 事 項	①現地調査、官庁公表資料等を勘案する限度において、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された公算は低いと考えられる。したがって、土壌汚染が価格形成に大きな影響を与えることがないと判断されるので、価格形成要因から除外して評価する。 ②周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし。 ③美郷町防災ハザードマップによると、浸水想定0.5m～3.0m。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成12年10月28日新築 経過年数 約 25 年（新築時からの経過年数） 経済的残存耐用年数 約 5 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：サイディング等 内 壁：和室漆喰、洋室クロス等 天 井：和室板張り、洋室クロス等 床：和室畳、洋室フローリング等 設 備：電気、給排水設備等 そ の 他：各室蓄熱暖房機、温水給湯器、IHクッキング等。 本件建物の東方に位置する作業場（目的外建物）の屋根に設置された太陽光パネルより一部太陽光充電を行っている。
床面積（現況）	登記面積とほぼ一致。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付資料の建物間取図のとおり
品 等	使用資材から品等は普通と判定した。
保守管理の状態	所有者からの聴取では、雨漏りや破損はないとのことである。設備についても現在は稼働している。蓄熱暖房については電気代が高むため利用していないとのこと。調査においても大きな損傷等はないが、定期的な維持管理が施されていない状況であるため、総じた保守管理の状態はやや劣ると考える。
建物の利用状況	所有者が自らの居宅として利用しており、他人による占有は認められない。
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

区 分	附属建物符号 1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（聴取） 平成17年頃（主建物から約5年後新築） 経過年数 約 20 年 経済的残存耐用年数 約 5 年
仕 様	構 造：鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：長尺鋼板 内 壁：ボード、表し 天 井：ボード、表し 床：板張、土間コンクリート 設 備：電気 そ の 他：特になし
床面積（現況）	登記面積とほぼ一致。
現 況 用 途 等	現況用途：作業場 間 取 り：添付資料の建物間取図のとおり
品 等	使用資材から品等はやや劣ると判定した。
保 守 管 理 の 状 態	2階の南側と北東側の部屋は天井・壁・床についてボードや板張りをしており、居住可能な使用となっている。大きな損傷や破損はないが、外壁の鋼材や鉄骨部分の錆が見られ、農業用の作業場であるため、定期的な維持管理が施されていない状況である。
建 物 の 利 用 状 況	所有者が自らの作業場として利用しており、他人による占有は認められない。
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ×エ
1	3,190	1.01	547.95	0.70	1,236,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地を幅員約5m舗装市道に西側で接面する長方形（約600㎡）とした。

地価調査 美郷（県）－2

公示価格等

5,380 円/㎡

時点修正

99.5 / 100 ×

標準化補正

100 / 100 ×

地域格差

100 / 168 ≒

標準画地価格

3,190 円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位±0%

◇地域格差：街路+2% 交通接近+10% 環境+50% 行政±0%

相乗積 1.02×1.10×1.50×1.00≒1.68

イ 個別格差：……角地+1%

ウ 地積：……登記数量による

エ 建付減価：……建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ×ウ
2 主	210,000	239.89	0.074	3,728,000
2 附属	150,000	129.93	0.082	1,598,000
合計				5,326,000

ウ 現価率

<主建物>

・経過年数 25 年、経済的残存耐用年数 5.0 年、残価率 5% として定率法（現価率 0.082）と観察減価法（経年劣化による修繕の可能性、維持管理状態等を総合的に考慮し、減価率を10%と査定）を併用して下記の通り査定した。

・現価率＝ 0.082 × (1-0.10) ≒ 0.074

<附属建物符号1>

・経過年数 20 年、経済的残存耐用年数 5.0 年、残価率 5% として定率法（現価率 0.091）と観察減価法（経年劣化による修繕の可能性、維持管理状態等を総合的に考慮し、減価率を10%と査定）を併用して下記の通り査定した。

・現価率＝ 0.091 × (1-0.10) ≒ 0.082

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) *千円未満四捨五入 ア×イ
1	1,236,000	0.05	法定地上権不成立	62,000

イ 土地利用権等割合：

物件2については法定地上権不成立と判定した。法定地上権不成立については、占有の経緯、建物の耐用年数や構造、建物が容易に撤去できないため事実上利用できる利益等を勘案し、敷地占有利益として5%を計上した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) *千円未満四捨五入 (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	1,236,000	-62,000		0.8	0.70	657,000
2	5,326,000	+62,000	1.0	0.8	0.70	3,017,000
一括価格 (合計)						3,674,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：当地域は過疎化が深刻なことからも多くの不動産需要は期待できないと考える。また、建物の規模、維持管理状態も考慮し、本件では、短期売却市場での流通性を検討した結果、▲20%の市場性修正を施した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

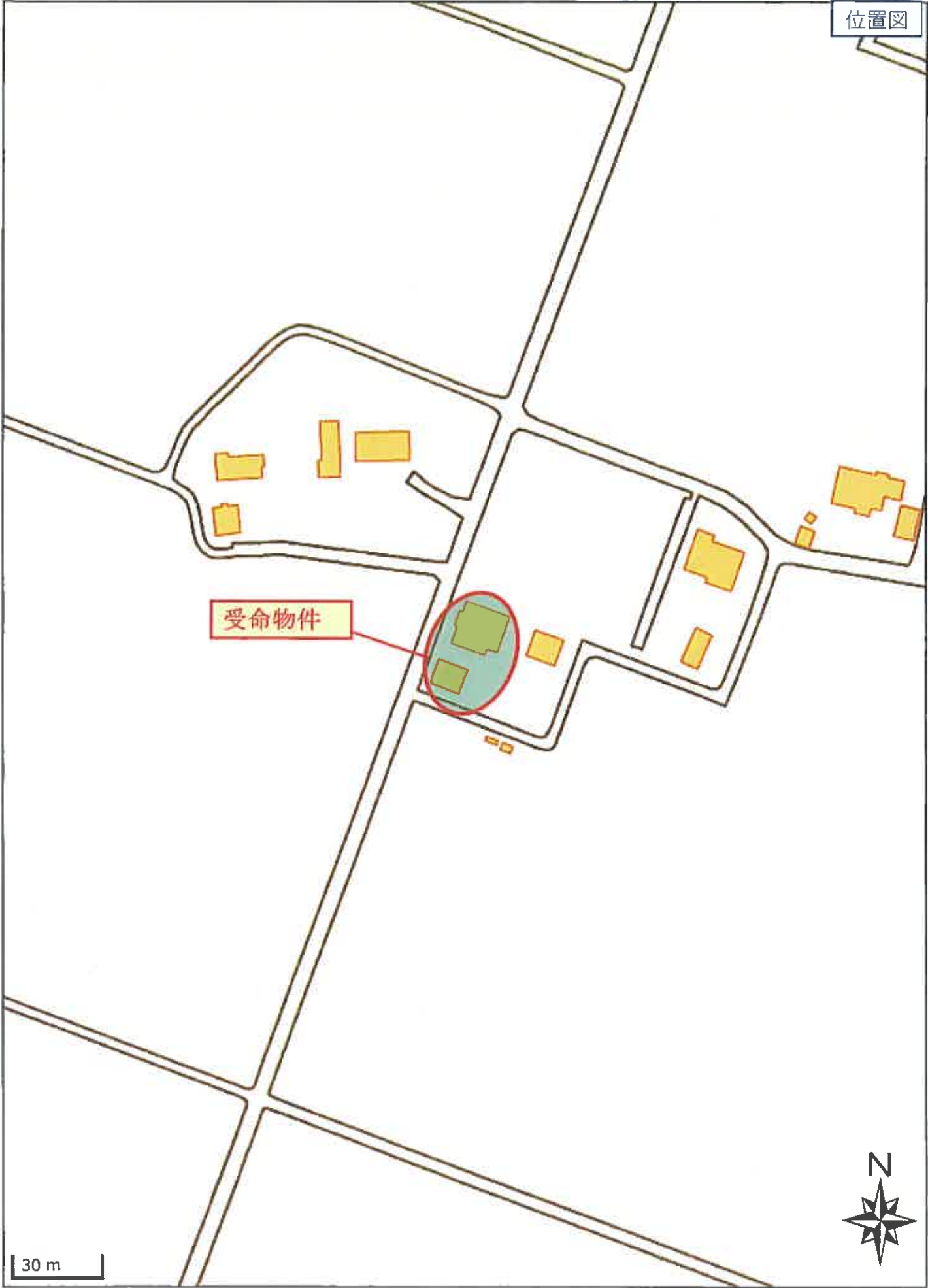
第6 参考価格資料

地 価 調 査 : 美郷(県) - 2
所 在 : 仙北郡美郷町上深井字松葉野102番1
価 格 : 5,380円/㎡
位 置 : JR奥羽本線「飯詰」駅の東方道路距離約180m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 268㎡
供 給 処 理 施 設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 北東側6m県道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 一般住宅に店舗併用住宅等が混在する旧来からの住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 位置図(拡大図)
- 3 法第14条地図写し(合成図)
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 建物配置図
- 6 建物間取図







登記年月日：平成12年11月1日

752EC6

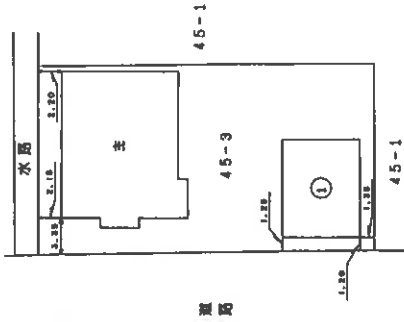
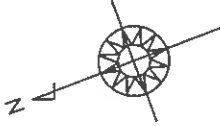
各 階 平 面 図

物 図 面 図
階 平 面 図

家 屋 番 号
45-3

建物の所在
仙北郡美郷町
金沢西根字東谷地中45番地3

受命物件2



A3版をA4版に縮小

縮尺
1/500

申請人

縮尺

作 製 者
(平成12年11月 8日作製)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

登記年月日: 平成12年11月1日

755507 各階平面図

物図面
階平面図

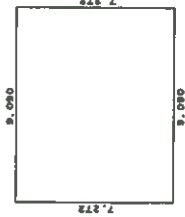
45-3

家屋番号

建物の所在
仙北郡仙北町金沢西根字東谷地中45番地3

受命物件2

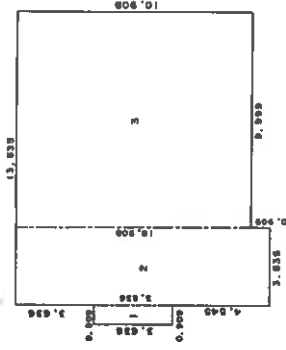
(符1) 1 階



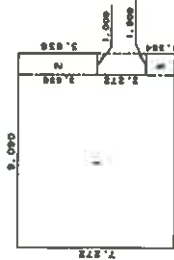
求積表	
1	7.272 X 9.090 = 66.102480
2	7.272 X 9.090 = 66.102480
3	7.272 X 9.090 = 66.102480
合計	198.307440
床面積	198.307440 m ²

求積表	
1	3.636 X 0.909 = 3.305124
2	11.817 X 3.636 = 42.966612
3	10.908 X 9.999 = 109.069092
合計	155.340828
床面積	155.34 m ²

(主) 1 階



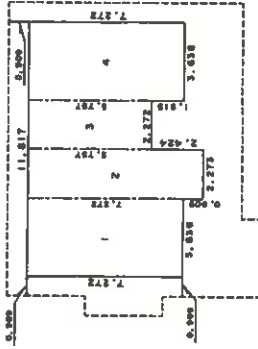
(符1) 2 階



求積表	
1	7.272 X 9.090 = 66.102480
2	3.636 X 1.000 = 3.636000
3	1.364 X 1.000 = 1.364000
合計	71.102480
床面積	71.102480 m ²

求積表	
1	7.272 X 3.636 = 26.440992
2	8.181 X 2.273 = 18.595415
3	5.757 X 2.272 = 13.079904
4	7.272 X 3.636 = 26.440992
合計	84.557301
床面積	84.55 m ²

(主) 2 階



A3版をA4版に縮小

作製者

(平成12年11月 8日作製)

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

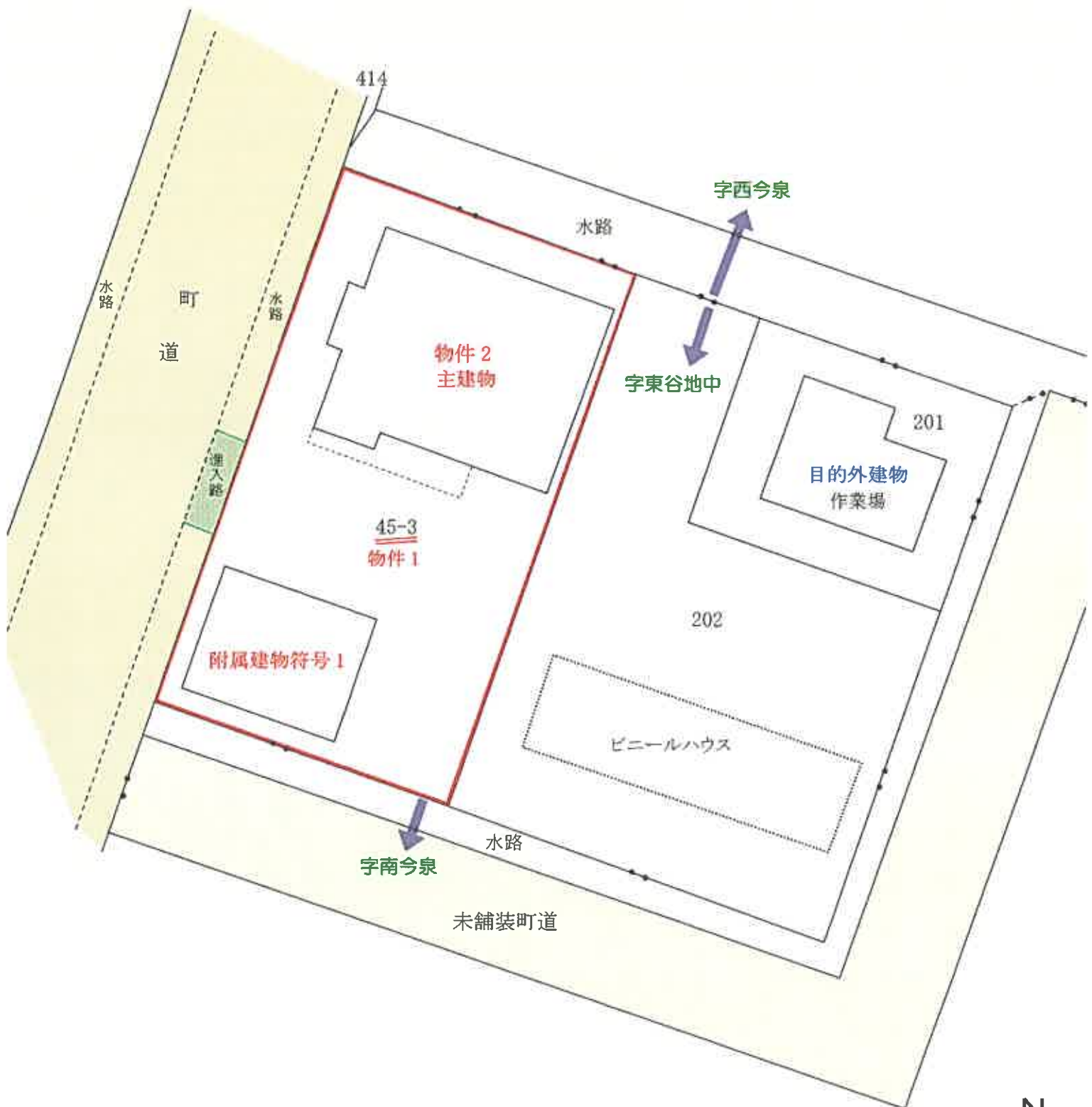
縮尺

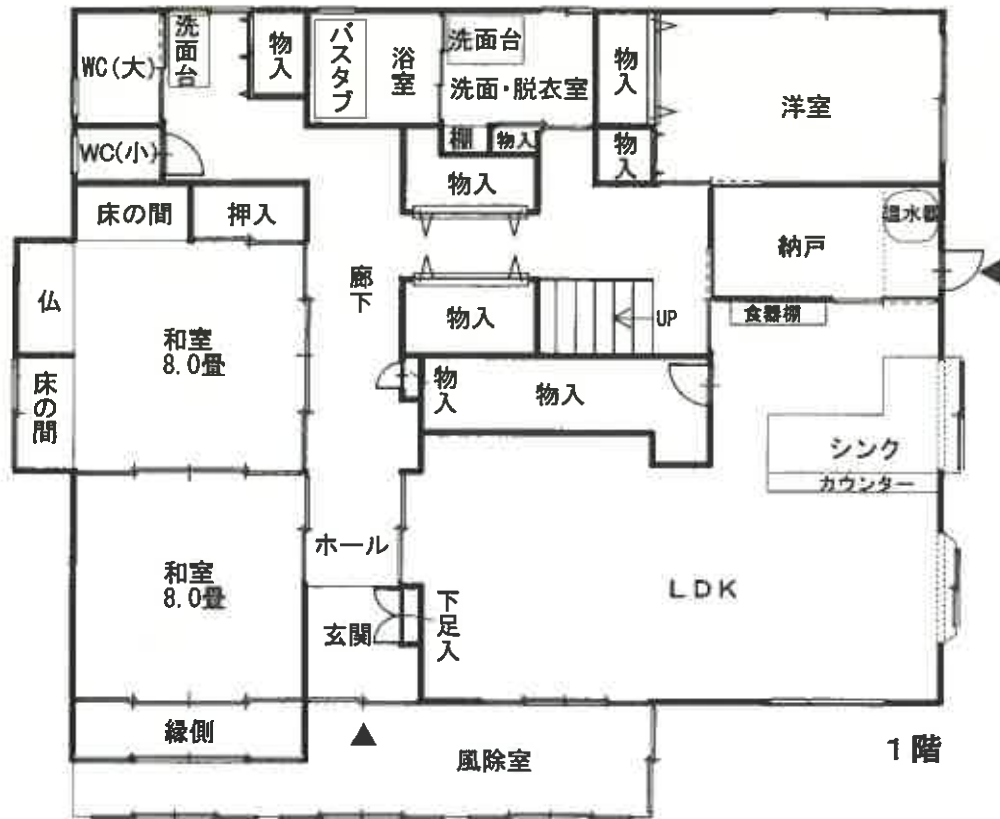
1/250

申請人

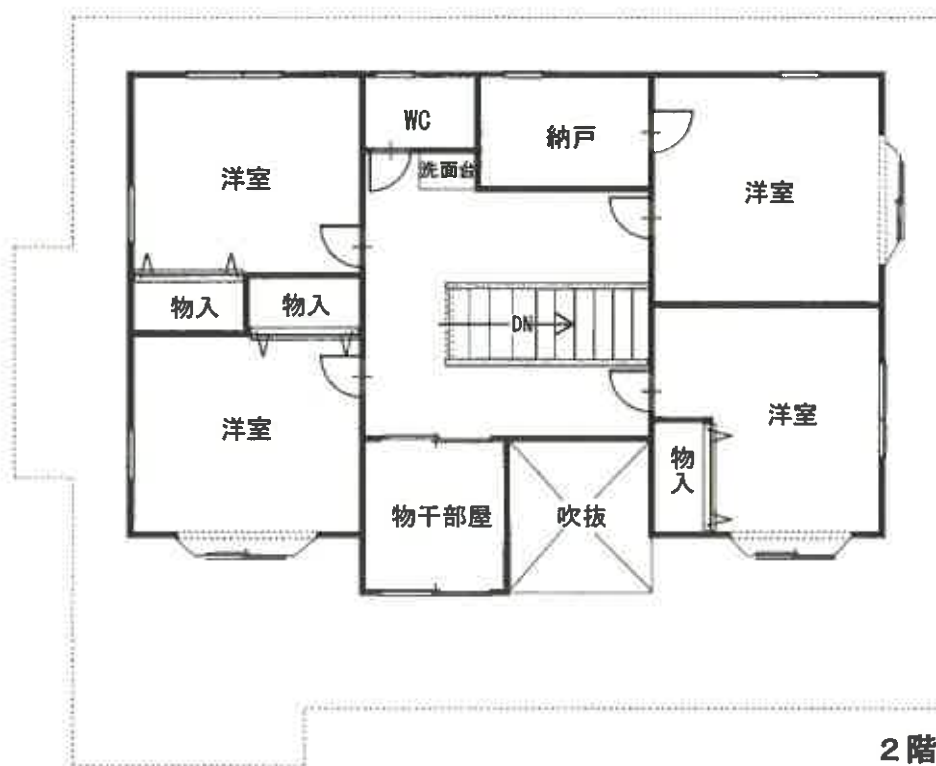
縮尺

1/250

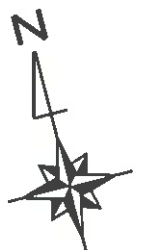


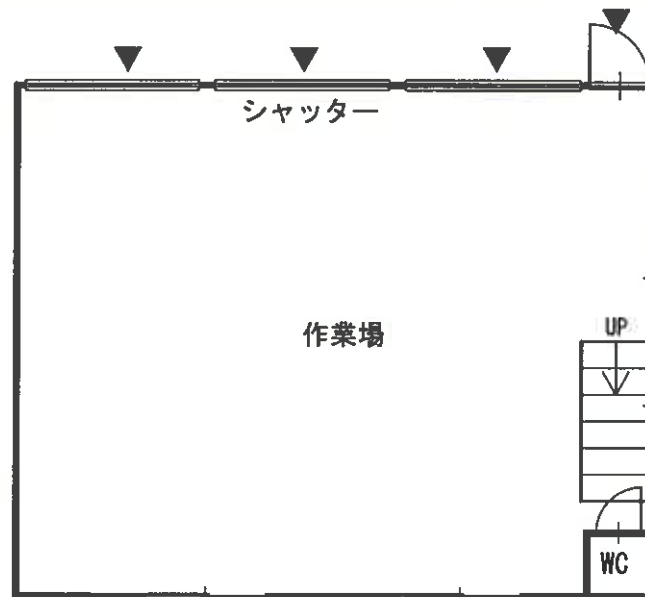


1階 登記記載床面積とほぼ一致



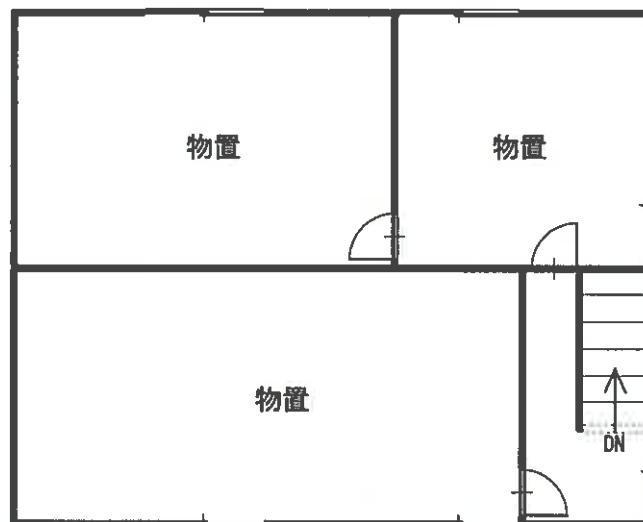
2階 登記記載床面積とほぼ一致





1階 登記記載床面積とほぼ一致

1階



2階 登記記載床面積とほぼ一致

2階



建物間取図